

へしきや・かなさこども園運営規程

(施設の名称等)

第1条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 へしきや・かなさこども園
- (2) 所在地 うるま市勝連平敷屋 3850 番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 へしきや・かなさこども園（以下「当園」という。）は、小学校就学前子ども（以下「児童」という。）を受け入れ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の児童に対する教育並びに保育を必要とする児童に対する保育を一体的に行い、これらの児童の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものになるように努めるものとする。
- 3 当園は、児童との信頼関係を十分に築き、児童が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、児童と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号・3号	—	—	—	15人	15人	15人	45人
合計	—	—	—	20人	20人	20人	60人

※満3歳児を含む

(提供する教育・保育等の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）（以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、児童の発達に必要な教育・保育の提供を行う。

(子育て支援)

第5条 当園における子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 教育・保育の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

(1) 施設長 1人

施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援事業を実施するとともに、施設長を補佐し、保育教育内容について他の保育教諭を総括する。

(3) 副主幹保育教諭 1名以上

副主幹保育教諭は、主幹保育教諭の協力的パートナーとなり、施設長と主幹保育教諭、その他の職員間のパイプ調節的役割を果たす。

(4) 専門リーダー 1名以上

専門リーダーは、保育教育の各分野についての専門的知識を有し、施設長と主幹保育教諭を補佐するとともに、職務別分野リーダーや保育教諭をまとめる役割を果たす。

(5) 職務分野別リーダー 1名以上

職務分野別リーダーは、保育教諭が専門分野の知識を持ち、その分野のリーダーとしての役割を果たす。

(6) 保育教諭 4人以上

保育教諭は、児童の教育及び保育をつかさどる。

(7) 調理員 2人以上

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 用務員 1名以上

園の運営に必要な施設や飼育、園庭、庭木、遊具の管理を行う。

(9) 学校医 1人

学校医は、児童の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

(10) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、児童の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

(11) 学校薬剤師 1名

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

(学年及び学期)

第7条 当園の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は次の学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月 1日から 7月 19日まで
- (2) 第2学期 8月 26日から 12月 25日まで
- (3) 第3学期 1月 6日から 3月31日まで

(教育・保育を提供する日)

第8条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日～1月3日)、慰霊の日及び祝祭日を除く。

(1) 教育標準時間認定に係る休業日

- ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- イ 春季休業日 3月 25日から 3月 31日まで
- ウ 夏季休業日 7月 20日から 8月 25日まで
- エ 冬季休業日 12月 26日から 1月 5日まで
- オ 慰霊の日

(2) 保育時間認定に係る休業日

- ア 年末年始 12月29日から翌年の1月3日まで
- イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ウ 慰霊の日

※ (学年及び学期)第7条及び(保育を提供する日)第8条は小学校に準ずる。

(教育・保育を提供する時間)

第9条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

8時15分から14時00分までとする。

ただし、上記以外の時間帯において、保護者が必要とする場合は、14時00分から19時00分までの範囲内で、預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、支給認定を受けた保護者(以下「保護者」という。)が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

8時00分から16時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分まで又は16時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(4) ただし、上記(3)については、土曜日の延長保育は実施しないものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 保護者は、当園の利用に当たっては、保護者の居住する市町村長が定める利用料を支払うものとする。

2 保護者は、第1項に定めるもののほか、保育を提供する上で必要となる主食費として、別表第1に掲げる費用を負担する。

主食費として、3歳以上児（当該年度の初日の前日において3歳児以上である児童。以下副食費も同じ）の主食に要する費用を保護者は一人当たり月額1,000円を園に納めるものとする。

副食費として、3歳以上児（市町村から副食費免除者と通知されたものを除く。）の副食に要する費用を保護者は一人当たり月額4,500円を園に納めるものとする。

ただし、園の運営状況を考慮し、当分の間（令和7年3月末日迄）1号認定の主食費、副食費については、国、うるま市等の公的補助を差引き保護者負担が生じる場合には、その分を園が負担するものとする。

3 当園は、延長保育の提供に当たっては、別表第2に掲げる費用を徴収するものとする。

ただし、1号認定で就労等の保育の必要性が生じた場合であって、園長が認める保護者に関しては、延長保育については、2号認定と同じ取り扱いをすることができる。

4 当園は、預かり保育の提供に当たっては、別表第3に掲げる費用を徴収するものとする。

ただし、1号認定で就労等の保育の必要性が生じた場合であって、園長が認める保護者に関しては、18時までの預り保育料、長期休み期間については、うるま市からの補助がある場合には、それを差引き、保護者負担が生ずる場合には、その分を園が負担するものとする。

5 当園は、保護者から前4項の規定による費用の支払を受けた場合には、当該保護者に対し、領収書を交付するものとする。

ただし、口座引き落としの場合には、保護者から領収書の請求がなければ、領収書の発行を省略することができる。

(利用の開始に関する事項)

第11条 法第19条第1項第1号に掲げる児童について、利用定員を上回る申込みがあった場合は、公正な選考を行うものとし、選考方法については、あらかじめ保護者に明示するものとする。

法第19条第1項第2号及び3号に掲げる児童について、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当園は、次の場合には教育・保育の提供を終了するものとする。

- (2) 子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなった場合
- (2) 保護者から当園の利用に係る取消しの申出があった場合
- (3) 前2号に規定するもののほか、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

(休園、退園、転園に関する事項)

第13条 保護者は、休園、退園又は転園しようとする者は、園長に届け出るものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 当園は、教育・保育の提供を行っているときに児童の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、保育の提供により事故が発生した場合は、うるま市及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 当園は、児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に備えて、消防計画等の非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(健康管理・衛生管理)

第17条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(記録の整備)

第17条 当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第65号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

別表第1

項目	内容	金額
給食費 1号認定	主食費 副食費	<p>月額徴収額 400円(全世帯) 3,600円(第4②階層 市民税所得割額57,000円以上世帯児童) 副食費免除世帯(副食費4,500円市負担) 3,600円+主食費400円=月額徴収計 4,000円</p> <p>ただし、園の運営状況を考慮し、当分の間(令和7年3月末日迄)1号認定の主食費、副食費については、国、うるま市等の公的補助を差し引き保護者負担が生じる場合には、園が負担するものとする。</p>
2号認定	主食費 副食費	<p>1,000円(うち市補助金500円・全世帯) 第4②階層 主食費 500円 月額徴収計 500円 4,500円 市民税所得割額 57,000円以上世帯 副食費 4,500円+②主食費 500円=月額徴収計 5,000円</p>

*短時間の延長保育の月契約は、園長の判断によるものとする。

別表第2 延長保育に係る利用者負担

* 短時間の延長保育の月契約は、園長の判断によるものとする。

認定区分	延長保育利用時間	金額
保育標準時間認定	18:30~19:00	300円/60分
	18:30~19:00	3,000円/月(契約) 兄弟利用 2,000円/月(2人目以降)
保育短時間認定	7:30~ 8:00	300円/60分
	16:00~19:00	300円/60分
	7:30~8:00	3,000円/月(契約) 兄弟利用 2,000円/月(2人目以降)
	16:00~17:00	
	16:00~18:00	6,000円/月(契約) 兄弟利用 4,000円/月(2人目以降)

別表第3 預かり保育に係る利用者負担

利用日	利用時間	金額
平日	14:00~19:00	300円/1時間
土曜及び長期休業日	7:30~18:30	300円/1時間
給食費	1食	300円
おやつ		100円

附則 : この規程は令和元年10月11日に改正し、同年10月1日より適用する。
 この規程は令和2年3月26日に改正し、令和元年4月1日に施行する。
 この規程は令和2年6月5日に改正し、令和2年4月1日に施行する。
 この規定は令和3年1月23日に改正し、令和元年4月1日に施行する。
 この規定は令和3年6月21日に改定し、令和3年6月1日より施行する。
 この規定は令和4年3月25日に改定する。